

関西電力株式会社美浜発電所第3号機の工事計画の届出についての確認結果

(電気事業法に基づく届出の概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：関西電力株式会社 取締役社長
岩根 茂樹

届出年月日等：

平成28年10月 7日 (関原発第278号)

2. 発電所の名称及び位置

名称：美浜発電所

位置：福井県三方郡美浜町丹生

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 826,000 kW

第3号機： 826,000 kW (今回届出分)

周波数：60 Hz

4. 届出範囲

(一) 原子力設備

1 原子炉本体

4 熱遮へい材

2 原子炉冷却系統設備

4 一次冷却材の循環設備

(7) 主配管

1 1 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置

3 計測制御系統設備

4 ほう酸注入機能を有する設備

(2) 容器

(5) 主配管

5 放射線管理設備

1 放射線管理用計測装置

(3) 固定式周辺モニタリング設備

3 生体遮へい装置

6 廃棄設備

1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備

(6) 廃棄物貯蔵庫

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

(1) 熱交換器

(4) 容器

(6) 固体状の放射性廃棄物の運搬用容器

(10) 主配管

5. 工事の種類・内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、放射線管理設備及び廃棄設備の改造並びに原子炉冷却系統設備の修理

6. 届出理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な設備の工事に伴い変更する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第48条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第47条第3項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。））に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。